⑼　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札時ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に工事材料、施工方法等の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑿　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
⒁　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⒂　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒃　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⒄　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
⒅　本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価方式においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。
⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、内容説明書によることとする。
⒇　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない工事である。
(21)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
(22)　本工事は、新技術活用の促進に向けた取り組みを行う企業を評価する「新技術活用促進試行工事」である。
(23)　本工事は、脱炭素化の加速に向けた取り組みを行う企業を評価する「カーボンニュートラル試行工事」である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす２者、３者又は４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　当機構における「土木工事」及び「プレストレストコンクリート工事」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、構成員は、当機構における「土木工事」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,200点以上の者であることとし、構成員のうち代表者及び出資比率が第２位の構成員は、「プレストレストコンクリート工事」に係る客観点数が1,000点以上の者であること。
　㊟会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員のうち代表者は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の①及び③に掲げる工事の施工実績を有すること。構成員のうち出資比率が第２位の構成員は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の①から④に掲げる工事のいずれかの施工実績を有すること。その他の構成員は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の①から⑤に掲げる工事のいずれかの施工実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、出資比率が第２位の構成員及びその他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。
　構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の⑤に掲げる工事の施工実績（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）を有すること。
　また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。なお、施工実績を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。
①　鉄道橋りょう又は鉄道高架橋の下部工新設工事
②　橋りょう又は高架橋の下部工新設工事
③　鉄道ＰＣ連続箱桁新設工事
④　ＰＣ上部工新設工事
⑤　鋼管ソイルセメント杭による橋りょう基礎又は高架橋基礎の新設工事
※　鉄道工事とは、鉄道構造物等設計標準に基づき設計された鉄道構造物の工事をいう。
⑷　当機構の施工実績がある場合は、令和６年度及び令和７年度にしゅん功し引渡し済みの工事種類「土木」及び「土木工事」並びに「プレストレストコンクリート」及び「プレストレストコンクリート工事」における工事成績評定点の平均が、２年連続で60点未満でないこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、受注者が工期の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工期の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　構成員のうち代表者は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の①及び③に掲げる工事の施工経験を有すること。構成員のうち出資比率が第２位の構成員は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の①から④に掲げる工事のいずれかの施工経験を有すること。その他の構成員は、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の①から⑤に掲げる工事のいずれかの施工経験を有すること。構成員のうちのいずれかは、平成23年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶の⑤に掲げる工事の